

総合計画審議会 中期総合計画政策評価部会（仮称）について

1 部会の設置について（案）

県の自己評価に対する総合計画審議会の意見を求めるに当たっては、評価スケジュール上、短期間に集中的な審議をお願いすることになることから、審議会条例に基づき（*）、少人数で構成する部会を設置し、新たな政策評価制度の適切な運用を図る。

* 長野県総合計画審議会条例第7条～審議会に、部会を置くことができる。

名 称 中期総合計画政策評価部会
部会委員数 5名

2 調査・審議スケジュール（案）

- ・総合計画審議会の政策評価の審議は、7～8月を予定
- ・部会における審議は、4回程度を予定
 - 第1回：県自己評価の内容説明、第2回：質問・意見交換
 - 第3回：部会意見案審議、第4回：部会意見案集約
- ・総会への報告・審議を経て、審議会の意見として県に提出

中期総合計画主要施策等評価のスケジュール

